

一般廃棄物収集運搬業許可証

札幌一廃許可 第 1 号

住所 札幌市中央区北 1 条東 1 丁目 4 番地 1 サン経成ビル内

氏名 一般財団法人札幌市環境事業公社

理事長 渋谷 芳生

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

許可の年月日 平成 6 年 4 月 1 日

許可更新の年月日 令和 6 年 4 月 1 日

許可の有効年月日 令和 8 年 3 月 31 日

1 事業の範囲

(1) 一般廃棄物のうち次に掲げるもの以外の収集運搬

ア 本市が収集運搬する一般廃棄物

イ 浄化槽汚泥及び水洗し尿

(2) 積替え保管 (資源化を目的とした場合に限る)

ア 家庭系廃パソコン及びその周辺機器

イ 事業所用専用ごみ袋 (黄色プリペイド袋) で

収集した事業系一般廃棄物

2 営業の区域 札幌市

3 許可の条件 なし

札幌市長 秋元 克広



許可の更新の状況				市長印
許可更新の年月日	年	月	日	
許可の有効年月日	年	月	日	
許可更新の年月日	年	月	日	
許可の有効年月日	年	月	日	

4 積替え保管の場所

(1) 1(2)アの家庭系廃パソコン及びその周辺機器に限る

ア 白石区菊水上町 3 条 1 丁目 53 番地 5

イ 西区二十四軒 4 条 2 丁目 2 番 1 号

ウ 東区北丘珠 3 条 4 丁目 659 番地 22

エ 東区丘珠町 316 番地 1

オ 豊平区月寒東 2 条 18 丁目 7 番 23 号

カ 北区新川 3 条 14 丁目 10 番 1 号

キ 北区篠路町拓北 162 番地 61

(2) 1(2)イの事業所用専用ごみ袋 (黄色プリペイド袋) で
収集した事業系一般廃棄物に限る

ア 北区篠路町福移 153 番地

書換交付

年月日：令和6年8月14日

事由：保管場所変更に伴う再交付

※ この処分について不服がある場合は、この許可証を受取った日の翌日から起算して3か月以内に、札幌市長に対して審査請求をすることができます。

また、この許可証を受け取った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。